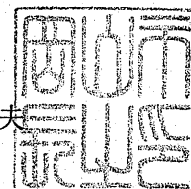


岡山市告示第576号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和8年7月9日に岡山市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を次のとおり告示する。

令和8年7月9日

岡山市長 大森 雅夫



1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住所	氏名
岡山市	浦上 雅彦
岡山市	平野 幹雄
岡山市	徳永 多真美
岡山市	田中 郁子
岡山市	岸本 弘
岡山市	吉田 孝
岡山市	三宅 隆夫
岡山市	檜村 素子
岡山市	杉山 好男
岡山市	米田 誠一郎
岡山市	近藤 智敬
岡山市	栗山 光博
岡山市	坂本 裕子
岡山市	村上 康子
岡山市	香川 浩樹
岡山市	石川 美加
岡山市	横川 慶三
岡山市	上村 学
岡山市	松原 徹志
岡山市	勝地 拓之
岡山市	上杉 恭平
岡山市	齋藤 真理子
岡山市	田中 のぞみ
岡山市	土屋 悦子
岡山市	岡 眞紀
岡山市	西田 るつ
岡山市	廣森 志穂
岡山市	野原 多美子
岡山市	山本 安音
岡山市	小野 竹己

岡山市	友谷 清志
岡山市	光吉 のぞみ
岡山市	安井 亮一
岡山市	前原 幸夫
岡山市	檜村 伴睦
岡山市	頼定 一樹
岡山市	尾崎 美佐子
岡山市	磯村 明
岡山市	高田 かをり
岡山市	田上 聖乃
岡山市	池田 裕美
岡山市	本多 美恵
岡山市	小西 紀晃
岡山市	大槻 祐子
岡山市	大槻 浩一郎
岡山市	法華 美樹
岡山市	難波 経雄
岡山市	芳賀 治恵
岡山市	渡邊 生子
岡山市	石野 秀樹
岡山市	早川 香予子
岡山市	横谷 芳雄
岡山市	小野 真紀
岡山市	瀬政 光彦
岡山市	林 耕三
岡山市	姫井 由美子
岡山市	水野 妙佳
岡山市	出原 真理子
岡山市	南鶴 小夜子
岡山市	石井 治夫
岡山市	神崎 政人
岡山市	土田 貴行
岡山市	前田 肇
岡山市	中村 金一
岡山市	馬場 憲子
岡山市	仲原 美矢子
岡山市	浦上 薫
岡山市	佐藤 晃一
岡山市	山田 由美
岡山市	矢尾 千入
岡山市	小川 賢治
岡山市	熊谷 かおり
岡山市	熊谷 みどり
岡山市	赤堀 耕太郎
岡山市	小川 久美子
岡山市	川西 朋子
岡山市	鈴木 弘明
岡山市	柴辻 理紗
岡山市	岡崎 一正
岡山市	高橋 謙

岡山市	酒井 一匡
岡山市	八田 勝江
岡山市	田中 さとみ
岡山市	大倉 加久子
岡山市	石井 節子
岡山市	池田 まゆみ
岡山市	西山 野乃花
岡山市	垣内 大輔
岡山市	安井 沢之
岡山市	片岡 昌樹
岡山市	松浦 大作
岡山市	馬場 国広
岡山市	林 潤
岡山市	小田 武志
岡山市	北村 泰子
岡山市	石塚 亜也子
岡山市	平山 勝
岡山市	西畑 敬子
岡山市	今平 高志
岡山市	金田 美穂子
岡山市	西田 昌弘
岡山市	堀川 英治
岡山市	向谷 千鳥
岡山市	平松 浩行
岡山市	大森 幸代
岡山市	西岡 壽三郎
岡山市	吉井 千重紀
岡山市	山神 勝
岡山市	藤原 道弘
岡山市	山崎 一雄
岡山市	堤 美菜子
岡山市	山田 浩之
岡山市	福田 武彦
岡山市	池本 裕子
岡山市	岸本 紋季
岡山市	石田 明
岡山市	石原 陽子
岡山市	石田 章
岡山市	石原 敏弘
岡山市	宿女 和子
岡山市	藤原 直樹
岡山市	尾崎 裕子
岡山市	犬飼 智晴
岡山市	佐々木 広之
岡山市	田窪 たか子
岡山市	田窪 政士
岡山市	赤坂 毅
岡山市	三宅 浩美
岡山市	難波 勇次
岡山市	安原 みゆき

岡山市	太田 和子
岡山市	渡邊 慶子
岡山市	東 毅
岡山市	木林 京子
岡山市	北山 和憲
岡山市	井上 弘美
岡山市	川原 君雄
岡山市	羽場 頼三郎
岡山市	河合 敦子
岡山市	長畑 知善
岡山市	時澤 昭子
岡山市	大崎 一典
岡山市	益田 知明
岡山市	岡崎 利多嘉
岡山市	小倉 慶子
岡山市	秋庭 伸介
岡山市	隈河 紀郎
岡山市	平井 智樹
岡山市	竹内 慶子
岡山市	若杉 晋次
岡山市	松原 久美子
岡山市	高成 壯磨
岡山市	中山 健
岡山市	瀬尾 法行
岡山市	岡田 アキ恵
岡山市	平松 力夫
岡山市	平松 昇
岡山市	山本 みどり
岡山市	青井 智佐
岡山市	堀川 富士子
岡山市	熊代 隆司
岡山市	吉谷 和己
岡山市	山下 公児
岡山市	有園 己仁朗
岡山市	藤原 章

2 請求の要旨

岡山市は、新アリーナの調査・測量費などの予算を可決して、建設推進を決めました。市議会に提出されていた、「住民投票条例を求める陳情」は否決されました。

昨年10月に行われた岡山市長選挙では、アリーナの白紙を掲げた3候補が56%の投票となり、多数の市民は建設推進を望んでいません。

当選をした大森市長の選挙公報には、アリーナの「アの字」も書かれていません。書かれているのは、「市民と一緒に考え、一緒に行動します」と、されています。

このアリーナ構想は、経済団体からの要望で始まり5000席希望・81億円の案でした。いつのまにか1万席・280億円に膨れ上がっています。岡山市は基本計画の策定な

ど行っていますが、パブリックコメントなど市民からの声を聞くこともしておりません。

一方で、ファジアーノJ1昇格によるサッカーへの期待は大きく、新スタジアムを求める声は大きく広がっています。状況をよく知らされていない市民の中には「サッカーが出来るならアリーナはいいのでは」との声さえ多く聞きます。

アリーナ建設計画では、「公設民営」で、税金で建て、民間が運営する内容です。全国でも前例がほとんどないやり方で、採算の目途が立つのか。赤字になったらどうするのか。疑問や不安が山積しています。

この大きな事業に岡山県からの協力もないまま、すすめられていることも疑問です。

岡山市にとって大事業である新アリーナの建設は、多数の市民合意がないことは明らかです。にもかかわらず強引に計画がすすめられ、市議会においても中止をさせることができません。

市民の願いに応える市政のために、住民投票条例を制定し実行することを求めます。